



採用支援サービス（人材紹介）の規定について

- 1) 本サービスを通じて紹介を受けた応募者を採用し入社に至った場合、人材紹介の対価として、お申込書記載の料金に消費税を加算した金額をお支払いいただきます。
- 2) 応募者が入社後、応募者の責による解雇または自己都合により退職した場合、支払った料金のうち、以下金額を返還させていただきます。

1ヶ月以内 料金の80%

1ヶ月超え3ヶ月以内 . . . 料金の50%

3ヶ月超え6ヶ月以内 . . . 料金の10%

- 3) 応募者と委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約を締結した場合にも上記 1項、2項を準用いたします。

採用支援サービス（人材紹介）お申込みに際してのご確認事項

採用選考について

- 1) 申込者はファイブセンスが紹介した応募者を自ら選考の上、適当と認めた場合には、申込者の責任において当該応募者を労働者として採用します。この際ファイブセンスは申込者に採用選考について適宜必要なアドバイスを行い、その他支援を行います。
- 2) 申込者は1)に基づき応募者の採用を決定した場合、ファイブセンスに対して採用を決定した事実と年収額を確認する文書を書面または電子メールにより交付します。

労働条件の確認について

- 3) 申込者は1) に基づき応募者の採用を決定した場合、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を申込者の責任において交付し、申込者及び当該応募者との間で、雇用契約を締結します。

応募書類の作成責任について

- 4) キャリアシート・職務経歴書その他応募書類は、当該応募者の責任において作成しているものです。

個人情報取り扱いについて

- 5) ファイブセンスは、申込者が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者氏名、職務経歴等の個人情報（以下個人情報といいます）を申込者に対して開示・提供します。ただしファイブセンスは、応募者の病歴などの求人条件に何ら関係ない個人情報については、当該応募者の事前承諾を得ない限り、申込者に対し開示・提供いたしません。
- 6) 申込者は、5) に基づきファイブセンスより提供された応募者（採用に至らなかった者も含みます）の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重管理し、採用選考の目的の範囲内で利用するものとし、採用に関与する部門・社員以外の第三者に開示・または漏えいいたしません。

求人条件等の開示・公開について

- 7) 申込者は、事前の開示・公開を希望しない旨を指定頂いた場合を除いて、申込者が求人票に記載した求人条件および一般的に公開されている申込者の企業情報を、ファイブセンスが候補者を募集するために、使用することに同意いたします。

※委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約に関する求人についても、上記ご確認事項、1～7項を準用いたします。